

第5期小田原市障がい福祉計画（素案）に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	第5期小田原市障がい福祉計画
政策等の案の公表の日	平成29年12月15日（金）
意見提出期間	平成29年12月15日（金）から平成30年1月15日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	1人（インターネットと同一提出者）
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	5

〈具体的な内容〉

(1) 自立生活援助に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	対象者について具体的に記載すべき	D	障がい福祉計画ではそれぞれのサービス等の概要を記載しています。サービス等の対象者については、現状等を総合的に考慮して判断するものです。
2	アンケート調査をするなどして、ニーズを把握し、サービスの拡大に努めるべき	C	事業を実施しながら事業者との情報交換を積極的に行い、サービスの需要の把握に努めます。

(2) 自発的事業支援事業に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	「なかよしクラブ」の事業を自発的事業支援事業と認定すべき	D	障がい福祉計画は、個別の団体や活動を認定するものではありません。

(3) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	障がい福祉計画、精神保健福祉ガイドブックの中に障害支援区分によるサービス支給可能量を記載すべき	D	サービス支給量については、障害支援区分のみで決まるものではなく、対象者の現状等を総合的に考慮して判断するものです。
2	障害支援区分の認定に対する苦情申し立てシステムを構築すべき	D	障害支援区分の認定の際には「認定通知書」をお送りしています。その通知にも記載しておりますが、認定内容について不服があるときは、通知書を受け取った日の翌日から3か月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

3	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会の会議情報を公開すべき	D	参考意見として承ります。
---	--	---	--------------